

公益社団法人日本障害者歯科学会 理事選出規程

第1条 公益社団法人 日本障害者歯科学会（以下、「本会」という。）は、公益社団法人 日本障害者歯科学会定款（以下、「定款」という。）第23条第1項に基づき、日本障害者歯科学会理事（以下、「理事」という。）を円滑に選出するため、理事選出規程（以下、「本規程」という。）を定める。

第2条 理事は定款第6条第2項に定める代議員（以下、「代議員」という。）を選挙人とする投票によって選任される理事（以下、「選出理事」という。）と、理事会が推薦する理事（以下、「理事会推薦理事」という。）とに区分する。

第3条 定款第22条第1項第1号に規定される理事数のうち、選出理事は13名までとする。但し、選出理事は全理事数の過半数以上とする。選出理事を除く理事を理事会推薦理事とする。

第4条 選出理事は、次の手続きを経て理事に選出される。

1. 選出理事は、郵送法または電磁的方法による選挙で選出する。
2. 次期理事選挙は、理事任期終結の1か月前までに実施しなければならない。
3. 理事会は、次期理事選挙が行われる日の3か月前までに学会機関誌、ホームページなどを通じて、次期理事選挙が行われることを代議員に対して公示するものとする。
4. この選挙の被選挙人候補者は、次の事項をすべて満たさなければならない。
 - 1) 代議員であること
 - 2) 選出を行う年の1月1日現在において満68歳以下であること
5. この選挙は、別に定める選挙管理委員会が管理する。
6. 理事候補者になろうとする者は、次の事項に掲げる書類を、所定の期日までに選挙管理委員会に提出しなければならない。
 - 1) 立候補届
 - 2) 履歴書
7. 選挙管理委員会は、立候補者が提出した書類に基づき立候補者を確定し、立候補者名簿を作成し、選挙人に公示しなければならない。
8. 選挙人は、候補者の中から7名の完全連記制で投票する。
9. 事務局は、投票期間中に送付された投票用紙を受理し、開票日まで保管する。
10. この選挙の開票は、選挙管理委員会が定めた日に、監事の立ち会いのもとで、選挙管理委員が行う。
11. 選出理事の当選者・次点者の決定は、以下に従うものとする。
 - 1) 選出理事は、有効得票数の最も多いものから順次、本規程第3条の定数までの候補者をもって当選者とする。
 - 2) 得票数の等しい候補者があるときには、監事が立ち会う抽選によって順位を決定する。
 - 3) 立候補者が13名以下のときは、理事会の承認を経て、立候補者を無投票当選とする。
12. 選出理事は、社員総会に諮り、承認を要する。

第5条 理事会推薦理事は、次の手続きを経て理事に選出される。

1. 理事会推薦理事の被推薦人は、次の事項をすべて満たさなければならない。
 - 1) 代議員であること
 - 2) 選出を行う年の1月1日現在において満68歳以下であること
2. 理事会推薦理事は、選出理事選出後に開催される理事会に諮り、承認を要する。
3. 前項にて承認された場合、社員総会に諮り、承認を要する。

第6条 本規程の改廃は、理事会、社員総会の承認を得なければならない。

附 則

1. 本規程は、本会発足と同時に施行する。
1. 本改正は、平成21年10月30日より施行する。
1. 本改正は、平成27年11月6日より施行する。
1. 本改正は、令和4（2022）年11月4日より施行する。